

契約手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
教育庁 施設財務課	下記の建設工事について、契約の締結に際して工事内容、請負代金の額その他必要事項を記載した書面を作成すべきところ、注文書及び請書による契約の締結において建設業法に掲げる事項が一部不足しており、また、基本契約書の作成又は基本契約約款の添付なども行われていなかった。 契約名称：大阪府立水都国際中学校・高等学校既存棟屋上防水工事 1 工 期：令和８年１月９日から同年３月31日まで 2 契約金額：330,000円	検出事項について、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【建設業法】 （建設工事の請負契約の内容） 第19条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。 一 工事内容 二 請負代金の額 三 工事着手の時期及び工事完成の時期 四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容 五 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法 六 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め 七 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め 八 価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第２条に規定する価格等をいう。）の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め 九 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め 十 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め 十一 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し の 時期 十二 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法 十三 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容 十四 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金 十五 契約に関する紛争の解決方法 十六 その他国土交通省令で定める事項 【注文書及び請書による契約の締結について（令和７年９月30日 国土交通省 不動産・建設経済局建設業課長）】 1. 注文書及び請書による建設工事の請負契約を締結する場合において、次の(1)又は(2)の区分に従い、それぞれ各号の全ての要件を満たすときは、法第19条第１項の規定に違反しないものと解する。

		(1) 当事者間で基本契約書を締結した上で、具体の取引については注文書及び請書の交換による場合 ① 基本契約書には、個別の注文書及び請書に記載される事項を除き、法第19条第1項各号に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付すること。 ② 注文書及び請書には、法第19条第1項第1号から第4号までに掲げる事項その他必要な事項を記載すること。 ③ 注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことが明記されていること。 ④ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。ただし、次に掲げる全ての要件を満たすときは、注文書及び請書への署名又は記名押印は必ずしも必要としない（契約金額や工期等を勘案して、注文者及び請負者の双方の合意に基づき、署名又は記名押印することを妨げるものではない）。 (ア) 注文者が、消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する「消費者」でないこと。 (イ) 基本契約書の締結時に、注文者及び請負者が、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」又は「建設業法令遵守ガイドラインー元請負人と下請負人の関係に係る留意点ー」で示している考え方に従い、対等なパートナーシップに基づく関係にあることを相互に確認すること。 (ウ) 基本契約書の締結時に、注文者及び請負者が、両者の間において反復継続的な取引実績が蓄積されていることを相互に確認すること。 なお、上記の要件を全て満たした上で、電磁的措置を用いて注文書及び請書を相互に交付する場合においても、建設業法第19条第3項の規定が適用されることに留意すること。 (2) 注文書及び請書の交換のみによる場合 ① 注文書及び請書のそれぞれに、同内容の基本契約約款を添付すること。 ② 基本契約約款には、注文書及び請書の個別的記載事項を除き、法第19条第1項各号に掲げる事項を記載すること。 ③ 注文書又は請書と基本契約約款が複数枚に及ぶ場合には、割印を押すこと。 ④ 注文書及び請書の個別的記載欄には、法第19条第1項第1号から第4号まで掲げる事項その他必要な事項を記載すること。 ⑤ 注文書及び請書の個別的記載欄には、それぞれの個別的記載欄に記載されている事項以外の事項については基本契約約款の定めによるべきことが明記されていること。 ⑥ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。
--	--	---